



島根県報

令和5年4月18日（火）

号外第62号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第297号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年4月18日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	六日市錦線	鹿足郡吉賀町有飯311番1地先から同312番1地先まで	メートル 43.15	令和5年 4月18日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	